

道町連共済のご案内

2017年

●安心して活動に参加いただくために・・・

「道町連共済」は、町内会・自治会活動中に事故にあわれたとき、見舞金を支給する
北海道町内会連合会（道町連）の会員相互の助けあいの事業です。
 一人年200円の会費で最高200万円の見舞金を支給しています。



●12.5万人会員の道町連共済は全道の町内会活動を支えています・・・

「道町連共済」は町内会関係者の長年の願いにより昭和58年にスタートして、平成25年で30年を経過しました。
 現在、全道で約12.5万人（平成29年3月現在）の加入をいただき、元気で安全な町内会活動を支えています。

●加入は？・・・

加入は、〔個人加入〕と〔役職加入〕の2通りがあります。

〔個人加入〕は町内会の会員で町内会活動に参加される方が対象です。

〔役職加入〕は町内会の役員をされている方が対象です。

町内会の役職名で加入し、年度途中で他の方に役職を変わられても、「変更届」の提出で、そのまま新しい方に継続できます。

個人加入・役職加入ともに、見舞金の内容は変わりありません。

●代理の範囲について・・・

〔個人加入〕、〔役職加入〕ともに、同居する家族のうち1名が代理として認められ、加入者に代わって役割を果たし事故にあわれた場合、見舞金の対象となります。

Q. 同居する家族が加入者に代わって活動に参加した場合は、見舞金の対象になりますか？

A. 町内会活動では、回覧板や広報紙の配付等、家族の方々が代わって役割を果たすことが多いため、加入者の代理活動中の事故に限り、同居する家族のうち1名を代理として認めています。

（例）班長として夫が加入の場合
 ○夫に代わり、妻が町内会費の徴収中にケガをした場合
 ×夫・妻・子どもの3人で町内会の夏祭りに参加し、子どもがケガをした場合

●会費と共済期間・・・

会費は、一人年200円（年度途中の加入も同額）

共済期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間（年度途中の加入も3月31日まで）

●見舞金の内容・・・

平成27年4月1日改正

見舞金の種類	支給額	条件
傷害見舞金	治療のために被害者が実際に負担した医療費	支給上限を10万円とする 医師の指示による薬代・補装具代も含む
死亡見舞金B	10万円	死亡見舞金Aに該当しない、活動中の死亡に対して支給 発生後24時間以内に死亡の場合
※医師等の診断書 (治ゆ証明書)文書料	一事故5,000円を限度に 実費支給	通院した日が5日以内の事故は診断書が不要のため除く

※注 医師等とは、医師、歯科医師、柔道整復師をいいます。

死亡見舞金A	200万円	活動中における外因・外傷の事故による死亡に対して支給 事故発生後180日以内に死亡の場合
後遺障害見舞金	最高200万円	後遺障害の程度により支給 事故発生後180日以内に生じた場合

※注 死亡見舞金A、後遺障害見舞金は、北海道町内会連合会が団体契約する損害保険会社から支給されます。

●対象となる活動は・・・

町内会の事業計画に基づいた活動中に、生じた事故が対象となります。また、事業計画になくても町内会の運営上慣例（例・回覧板の配付）となっている事業も対象となります。

（具体的な事業、行事）

- ①町内会が主催する運動会、レクリエーション、スポーツ大会、盆踊り等の親睦活動
- ②総会、役員会等の会議や町内会の研修会等
- ③町内の清掃・除排雪、防犯・防火パトロール、交通安全指導、資源回収等

（運営上慣例となる事業）

- ①広報紙・回覧板の配付・回送、事務連絡、会費の徴収、町内会の葬儀手伝い等

●このような見舞金が支給されています・・・

<p>傷害見舞金 14, 290円 ～通院が5日以内の場合～ 74歳・男性 副会長として、町内会の見守り活動中に道路の段差につまずき転倒。左第5中足骨骨折と診断され、5日間通院しました。 （見舞金内訳） 通院5日分：12,460円 薬代：630円 補装具代：1,200円 ※通院した日が5日以内の事故は、診断書（治癒証明書）の提出が不要です。診断書に替えて明細書と領収書の提出が必要になります。（コピー可）</p>	<p>死亡見舞金 A 200万円 77歳男性 会長として、町内会配付用の広報紙を受け取り、帰宅途中に凍結路面で転倒し頭部を強打。脳挫傷により約12時間後に死亡されました。</p>
<p>傷害見舞金 73, 320円 71歳・女性 班長の夫の代理で、町内会の除雪費の集金中に凍結路面で足を滑らせて転倒。左橈骨遠位端骨折と診断され、12日間入院、13日間通院しました。 （見舞金内訳） 入院12日分：44,400円 通院13日分：24,060円 診断書料：4,860円</p>	<p>死亡見舞金 B 10万円 62歳男性 町内会の公園清掃中、体調不良を訴え帰宅。数時間後に急性心臓死が確認されました。</p>
	<p>後遺障害見舞金 200万円 (200万円×35%) 76歳男性 会長として、町内会の葬儀に参列後、帰宅途中の路上で車に跳ねられ、脳挫傷や慢性硬膜下血腫などで入院。神経系統の機能などに著しい障害を残したため、100%の後遺障害見舞金が支給されました。</p>

住みよいまちづくりをめざして
一般社団法人北海道町内会連合会 (道町連) のご紹介

全道の町内会・自治会が結集する唯一の組織、ともに住みよい北海道づくりをめざしています

道町連は、道内の市区町村を単位とした連合町内会等による**正会員**と単位町内会・自治会による**準会員**により構成されており、道内の町内会活動の活性化を図り、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざして、次のような事業を展開しています。

- ①ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動
- ②災害に強いまちづくり全道運動
- ③全道・ブロック別町内会活動研究大会、町内会活動実践者研修会の開催
- ④広報紙「住みよいまちづくり通信」の発行
- ⑤町内会活動に関する調査の実施
- ⑥ホームページによる情報の収集・提供
- ⑦**道町連共済事業**
- ⑧**顕彰事業**

北海道町内会連合会への入会のご案内

北海道町内会連合会への入会は、〔正会員〕と〔準会員〕の2通りがあります。

〔正会員〕は市区町村を単位とした連合会、あるいは、地区連合会が対象です。

〔準会員〕は単位町内会・自治会が対象です。

正会員・準会員の年会費	年会費は①均等割と②世帯割の合算額です。
〔正会員〕	①均等割 市区25,000円、町村15,000円 （同一市区町村で複数入会の場合は分担） ②世帯割 加入世帯数×1円
〔準会員〕	①均等割 200世帯未満の町内会3,000円 200世帯以上の町内会5,000円 ②世帯割 加入世帯数×1円

お問合せ先・一般社団法人北海道町内会連合会事務局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目北海道社会福祉総合センター2階

TEL011-271-3178 FAX011-271-3956

事業内容・道内の町内会活動情報は、ホームページをご覧ください。

ホームページ <http://www.d-choren.or.jp>